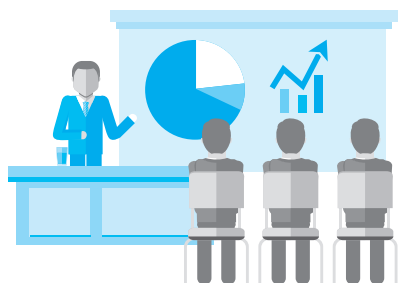


## 会議報告



# 中小企業向けIFRS適用グループ(SMEIG)会議報告

公認会計士

おかだ

ひろのり

## 岡田 博憲

### 1 はじめに

2021年2月4日及び5日にIASB(国際会計基準審議会)の諮問機関である中小企業向けIFRS(国際財務報告基準)適用グループ(SME Implementation Group:以下「SMEIG」<sup>i</sup>という。)の会議がオンラインで開催された<sup>ii</sup>。本稿では、その会議の概要を報告する<sup>iii</sup>。

今回の会議の目的は、IASBが2020年1月28日に公表した中小企業向けIFRS(IFRS for SMEs:以下「SME基準」という。)についての情報要請「中小企業向け国際財務報告基準の2019年における包括レビュー」(Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard:以下「情報要請」という。)に対する利害関係者からのフィードバックをSEMIGで検討し、IASBに提言を行うことにある。

2012年に開始された第1回目の包括レビューを経て、2015年にSME基準の第2版が公表されたが、その包括レビューの終了にあたり、IASBは、SME基準の修正の発効日(2017年1月1日以後開始する事業年度から適用)から約2年後に第2回目の包括レビューを開

始することに合意した。今回の情報要請は、2019年1月に開始したSME基準の第2回目の包括レビューの一環として公表されたものである<sup>iv</sup>。SMEIGの提言に基づいて、IASBは、情報要請に含まれる特定のテーマについて審議を開始し、SME基準を修正するかどうか決定することになる。IASBがSME基準を修正することを決定した場合、SME基準の修正版の公開草案が公表される予定である。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることに留意されたい。

### 2 アジェンダトピックス

今回の会議で議論された情報要請のトピックスは、次頁の表のとおりである。

### 3 アライメントアプローチ(整合アプローチ)と原則

SME基準をIFRS基準と整合させる場合、どのように整合させることが最も有用であると考えられるかについて、①原則のみを整合させる、②原則と重要な定義を整合させる、あるいは、③原則、重要な定義、及び正確な要求事項の表現を整合させるのかが議論された。

また、中小企業にとっての目的適合性、

表

リファレンス	質問の要約
G 1~G 3	SME基準を完全版IFRS基準(以下「IFRS基準」という。)と整合させるかどうか。整合させるならば、どのように整合させるか、また、いつ整合させるか。
S 1	SME基準の第2章「概念及び全般的な原則」と2018年版の「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク」という。)の整合
S 9	SME基準とIFRS第13号「公正価値測定」の整合
S 5	SME基準第19章「企業結合及びのれん」とIFRS第3号「企業結合」の整合
S 2	SME基準第9章「連結及び個別財務諸表」とIFRS第10号「連結財務諸表」の整合
S 4	SME基準第15章「ジョイント・ベンチャーに対する投資」とIFRS第11号「共同支配の取決め」の整合
S 3	SME基準第11章「基礎的金融商品」及び第12章「その他の金融商品に関する事項」とIFRS第9号「金融商品」の整合
S 6	SME基準第20章「リース」とIFRS第16号「リース」の整合
S 7	SME基準第23章「収益」とIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の整合

単純性及び忠実な表現の原則は、SME基準をIFRS基準と整合させるべきかどうか、及びどのように整合させるべきかをIASBが決定する際に役に立つフレームワークを提供しているかどうかが議論された。

SMEIGのメンバーは、IFRS基準を基礎とするSME基準を継続することや(整合アプローチ)、SME基準と新しいIFRS基準、IFRS基準及びIFRIC解釈指針の改訂(新しい要求事項)との一致だけでなく、中小企業にとっての目的適合性、単純性及び忠実な表現を適用することによるコストと便益の評価を含めて、IFRS基準と整合させるべきかどうか、そして、どのように整合させるのかを決定すべきであると考えている。この点、一部のメンバーからは、SME基準の当初の目的を変更することを意図したものではないことを明確にするため、及び、IFRS基準の要約版として参照することを避けるため、「整合」の定義を検討すべきであるとの意見があった。また、IFRS基準に移行す

る前にSME基準を適用している企業はごく少数であるため、SME基準をIFRS基準に整合させることは十分な正当性を持たないとの意見もあった。さらに、SME基準はIFRS基準から独立した基準であるべきで、既知の適用をめぐる問題に対してのみ改訂されるべきであるとの見解も示された。

いつIFRS基準と整合させるかを議論する目的は、SMEIGのメンバーが、IASBが新たなIFRS基準の要求事項を公表した後、いかに早く協議するかということを決めることにある。SMEIGのメンバーは、新たな要求事項をいつ検討すべきかを決定する方針は、整合の確実性と安定性をもたらすとの点で概ね一致した。SMEIGの一部のメンバーは、SME基準とIFRS基準との整合を迅速に検討することが正当化される場合には、IASBによるSME基準を適時に修正する柔軟なアプローチや、SME基準の将来的な見直しについて、IFRS基準、IFRS基準及びIFRIC解釈指針の改訂のうち、第2回

目の包括レビューの一部として検討されたものについては、具体的な事項が注目されない限り、IASBは再検討しないことを提案した。

## 4 概念フレームワークとの整合

このセッションの目的は、SMEIGのメンバーが、SME基準の「概念及び全般的な原則」を概念フレームワークと整合させること、及び過大なコスト又は労力の概念を維持することについて議論することにある。SMEIGのメンバーは、フィードバックが、SME基準の第2章の「概念及び全般的な原則」を概念フレームワークに整合させること、及び過大なコスト又は労力の概念を維持することの証拠をIASBに提供するというスタッフの基本的な考え方に概ね同意した。しかし、一部のメンバーからは、概念フレームワークとSME基準の他の章には不整合がある可能性があること、過大なコスト又は労力の概念がどのように適用されているか、免除規定の適用状況や適用頻度をより明確に理解する必要があること、IASBは過大なコスト又は労力の評価を企業に要求する代わりに、特定のケースのもとでのより単純な選択肢や、過大なコスト又は労力の概念の適用についての適用ガイダンスや例示を提供できる可能性があることを述べた。また、あるメンバーは、概念フレームワークはIFRS基準そのものではないが、SME基準の第2章はSME基準そのものであるため、第2章を別の文書に移すこと、概念フレームワークとの整合に関しては、次回の包括レビューに繰り延べることができることを提案した。

## 5 IFRS第13号「公正価値測定」との整合

ほとんどのSMEIGのメンバーは、フィー

ドバックがIASBに証拠を提供するというスタッフの基本的な考え方に同意した。メンバーが同意した内容は以下のとおりである。

- (a) 公正価値の定義をIFRS第13号と一致させる。
- (b) IFRS第13号による公正価値測定に関する指針を含む。
- (c) 公正価値ヒエラルキーの適用方法に関する例示を含む。
- (d) ガイダンスをSME基準の第2章に移行する。

一部のメンバーは、公正価値測定に関するガイダンス及び開示の要求事項を、SME基準第2章の「概念及び全般的な原則」に含めることは適切ではないかもしれないと述べた。これらのメンバーは、ガイダンス及び開示の要求事項を第2章のサブセクションに移すか、別の章に移すべきであると提案した。

## 6 IFRS第3号(2008年改訂)「企業結合」との整合

SMEIGのメンバーは、SME基準第19章に段階取得に係る会計処理の要求事項を含め、IFRS第3号(2008年改訂)と整合させることについて、様々な見解を提供した。何人かのメンバーは、中小企業では段階取得は一般的ではないため、この要求事項を基準に導入すべきではないとの見解を示した。また、他のメンバーは、中小企業がこのような取引を行う場合には有用であるため、要求事項を導入すべきであるとの見解を示した。あるメンバーは、IASBが第19章をIFRS第3号(2008年改訂)に整合させるため、SME基準の改訂を提案する前に、さらなるアウトリーチを行うべきであると述べた。

## 7 IFRS第10号「連結財務諸表」との整合

SMEIGのメンバーは、フィードバックがSME基準第9章の支配の定義をIFRS第10号と整合させ、SME基準の第9.5項<sup>v</sup>を維持し更新することの証拠をIASBに提供するというスタッフの基本的な考え方に概ね同意した。メンバーによれば、投資企業が子会社への投資について純損益を通じて公正価値で測定するという要求事項を導入していないことについて、情報要請に対するフィードバックが混在しており、メンバーは次のように述べている。

- (a) 公的な説明責任を持たないプライベート・エクイティの中には、SME基準を適用しているものもある。これらの事業体は、投資企業が子会社への投資について純損益を通じて公正価値で測定するという要求事項をIASBが導入することを好むであろう。
- (b) 多くの中小企業は投資企業の定義を満たさず、したがって、投資企業の会計処理要件は該当しないであろう。
- (c) 投資企業に係る会計処理の要求事項を導入しないことは、SME基準の単純性を維持することになる。

少数のメンバーは、IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の適用後レビューから得られたフィードバックの検討を含め、IASBはさらなるアウトリーチを行うべきであると述べた。

## 8 IFRS第11号「共同支配の取決め」との整合

SMEIGのメンバーは、以下のフィードバックが証拠をIASBに提供するというスタッフの基本的な考え方に概ね同意した。メンバーが同意した内容は以下のとおりである。

- (a) 共同支配の定義をIFRS第11号と一致させ、第15章の会計処理の要求事項を維持する。
- (b) 共同支配企業の会計方針の選択を維持する。

## 9 IFRS第9号「金融商品」との整合

### (1) 金融資産の分類及び測定

SMEIGのメンバーは、フィードバックが、契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて金融資産を分類するための原則について、第11章に例示を補足することの証拠をIASBに提供しているというスタッフの基本的な考え方に概ね同意した。メンバーは次のように述べている。

- (a) そのような原則は、金融資産の分類に明確な理論的根拠を与えるものであり、第11章のどの例示においても、金融資産がキャッシュ・フロー特性と合致しない状況にある企業を支援するであろう。
- (b) 財務諸表の作成者にとって、IFRS第9号の原則を理解することがより容易となる。
- (c) 契約上のキャッシュ・フロー特性の原則を導入することは、財政状態計算書における金融商品の理解において、財務諸表の利用者にとって重要な助けとなるであろう。

少数のメンバーが表明したその他の見解には、以下のものが含まれる。

- (a) メンバーの1人は、契約上のキャッシュ・フロー特性を導入する際の複雑さに懸念を抱いている。その理由は、一般的に中小企業が保有する金融資産の一部について、第11章で要求されているよりも、より多く公正価値を使用することになるからである。
- (b) 他のメンバーからは、その分類が企業の事業モデルをより代表している場

合には、簡易な事業モデルテストの対象となる基礎的金融商品について、純損益を通じた公正価値を使用するオプションの導入が提案された。例えば、企業がその負債を売買する目的で負債性金融商品を保有している場合には、純損益を通じた公正価値を使用することが認められるべきである。別のメンバーは、IASBはIFRS第9号の適用後のレビューが完了するまで整合の検討を待つべきであると述べた。

## (2) 金融資産の減損

SMEIGのメンバーは、IFRS第9号との整合のためにSME基準の改訂を提案するか否かを決定する際に、単純化した予想信用損失アプローチ<sup>vi</sup>の導入又は適用に際して各企業が直面する実務上の課題を理解する目的で、IASBは追加的な作業を行うべきであるというスタッフの基本的な考え方に概ね同意した。また、あるメンバーは、中小企業が単純化した予想信用損失アプローチを適用することは困難であるため、SME基準における発生損失モデルを維持すべきであると述べた。一部のメンバーは、単純化したアプローチのさらなる単純化を検討することを提案した(例えば、「生じる結果の範囲」の確率アプローチを用いる代わりに、全期間の予想損失を計算するために「最善の見積り」を用いることを提案した)。

## (3) ヘッジ会計

SMEIGのメンバーは、中小企業のヘッジ会計の要件に関する代替案(すなわち、第12章のヘッジ会計に関する会計処理の要求事項を削除、維持又はIFRS第9号と整合させること)について、何ら特別な選択を示していない。

## (4) IAS第39号への「フォールバック」

SMEIGのメンバーは、フィードバック

が、金融商品の認識及び測定に関するSME基準の第11章において、IAS第39号の要求事項を参照(フォールバック)することからIFRS第9号の要求事項を参照することに変更することの証拠をIASBに提供するというスタッフの基本的な考え方に概ね同意した。また、あるメンバーは、IAS第39号を参照する理由が基準に含まれていることを踏まえ、IASBが参照することの削除を検討するかどうか質問した。

## (5) 金融保証契約

SMEIGの大半のメンバーは、フィードバックが、IFRS第9号の金融保証契約の定義をSME基準に導入することの証拠をIASBに提供したと述べた

一部のメンバーは、中小企業にとって要求事項がより簡素なことから、金融保証契約を会計処理するにあたって、SME基準の第21章「引当金及び偶発事象」を適用すべきであると述べた。また、あるメンバーは、IFRS第9号との間で金融保証契約に関するSME基準の要求事項を整合させるよう提案した。

## 10 IFRS第16号「リース」との整合

SMEIGの大半のメンバーは、SME基準をIFRS第16号に整合させるか否かを決定する前に、IFRS第16号の導入又は適用に際して企業が直面した、あるいは、直面している実務的な課題を理解するために、IASBは追加的な作業を行うべきであるというスタッフの基本的な考え方に同意した。また、あるメンバーは、第20章をIFRS第16号と整合させる場合には、中小企業への救済策として、第20章の発効日を遅らせることを要求するか、容認することを提案した。メンバーのうちの2人は、「リース期間」の定義を「リース契約に従わなければならない解約不能

期間」に簡素化することへの懸念を表明した。彼らの見解では、この簡素化は、リース契約を起草する際のストラクチャリングの機会につながる可能性があり、忠実な表現にはならないであろうと考えている。

## 11 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」との整合

このセッションの目的は、コストと便益のとの均衡を考慮しつつ、SME基準第23章の「収益」をIFRS第15号に一致させるための最善のアプローチについて議論することである。特に、SMEIGのメンバーは、代替案1(IFRS第15号を適用した場合と不整合にならないように第23章を修正する案)と代替案2(第23章をIFRS第15号に整合させるために書き換える案)のどちらがよりよいアプローチなのかについて議論した。ほとんどのメンバーは、次の理由で代替案2を支持した。

- (a) 第23章を支配の移転モデルと一致させることにより、IFRS第15号を適用した結果とよりよく整合するであろう。
- (b) 代替案2は、本人や代理人の検討といった、追加的なガイダンスを必要とする分野を扱うこととなる。
- (c) 収益を認識するためのIFRS第15号のフレームワーク、すなわち、5ステップモデルは明確なアプローチである。
- (d) IFRS第15号は、収益の認識、測定及び開示に関する包括的かつ強固なフレームワークを定めることにより、従来の収益基準における不整合と弱点に対処している。

## 12 おわりに

今後のステップとしては、スタッフは、

第2回目の包括レビューの次のステップについて、2021年3月にIASBと協議を行っており<sup>vii</sup>、このプロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定の作業計画に移すことになる。その後は、レビューの範囲に含まれている新たな要求事項についてのSME基準の修正を提案する公開草案の公表に向けて作業することになる。

非公開(上場)である中小企業に過大なコスト又は労力を課すことなく、財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供する観点から、整合アプローチを基礎とした今回のSMEIGの提言は概ね評価されるべきものである。その提言が中小企業にとっての目的適合性、単純性及び忠実な表現という諸原則を適用しつつ、いかにSME基準の修正に反映されるか、今後のSME基準の修正に関する議論の経過や公開草案の内容に注視する必要がある。

<注>

- i SMEIGの詳細については、IASBのウェブサイト参照のこと。  
<https://www.ifrs.org/groups/sme-implementation-group/>
- ii この会議のアジェンダについては、IASBのウェブサイト参照のこと。  
<https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2021/february/sme-implementation-group/>
- iii この会議の要旨については、IASB, "REPORT ON THE SME IMPLEMENTATION GROUP MEETING", 4-5 February 2021.を参照のこと。  
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/february/>

[sme-implementation-group/smeig-report-february-2021.pdf](https://www.ifrs.org/groups/sme-implementation-group/smeig-report-february-2021.pdf)

- iv 第1回目及び第2回目の包括レビューと情報要請の詳細については、樋口尚文・石井和敏「IFRS for SMEs(中小企業向け国際財務報告基準)の包括レビュー」本誌2012年11月号45頁以下及び樋口尚文「IFRS for SMEs(SME基準)第2回目の包括レビューにおける情報要請の概要」本誌2020年5月号61頁以下を参照のこと。
- v SME基準第9章「連結及び個別財務諸表」9.5項では、親会社が議決権の過半数を直接的に又は子会社を通じて間接的に所有している場合には、支配が存在すると推定される。このような推定規定は、SME基準を適用している企業にとって、支配の定義の他の要素について複雑な見直しを行う必要がないため、適用の簡素化に役立っている(本情報要請 Appendix B、IASBの情報要請の開発方法のB23項)。
- vi 営業債権又は契約債権に重大な金融要素を含んでいない場合、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。その他の営業債権及び契約資産並びにリース資産については、企業が当該測定方法を会計方針として選択することができる(IFRS第9号5.5.15項)。これを単純化した予想信用損失アプローチという。
- vii 第2回目の包括レビューの次のステップについては、IASB, Project; Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard the project, Staff Paper, IASB Agenda ref 30, March 2021.を参照のこと。